

ガバナンスの取り組み

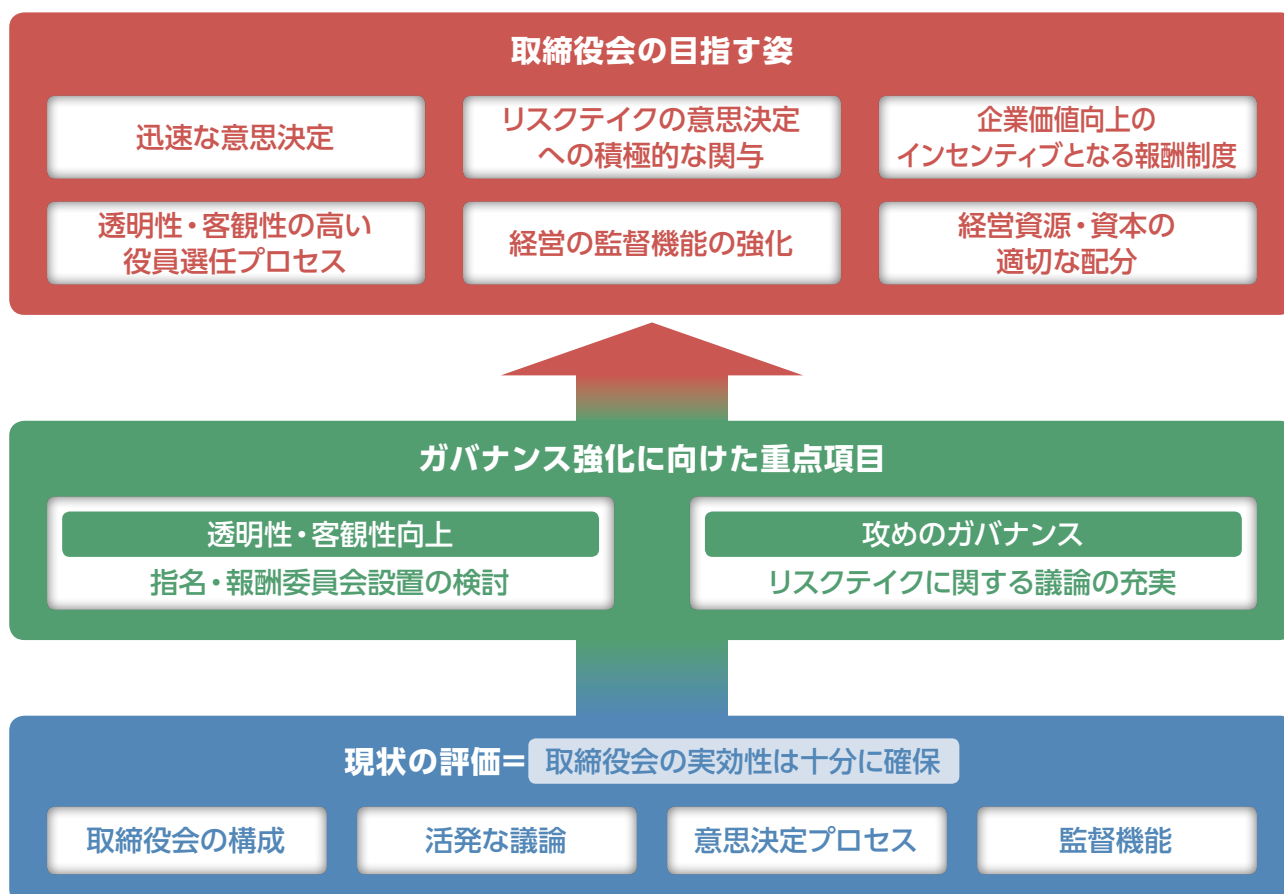
ガバナンス改革の取り組み

当行は、これまで取締役会の構成、役員報酬制度の改革を進め、社外取締役の関与を強化してきました。

取締役会の構成 議論の充実	<ul style="list-style-type: none"> 議論の充実、迅速な意思決定のため少人数で運営 監督側4名と執行側4名の人数が拮抗する構成 社外取締役は積極的に発言し、議案の決定プロセスに深く関与 	2011年	体制変更 総数 17名→8名 社外取締役増員
役員選任 役員報酬	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役による役員選任プロセスへの関与を強化 企業価値向上のインセンティブとして業績連動報酬、自社株報酬を導入 役員報酬に占めるインセンティブ報酬の割合が高い報酬体系 	2008年	ストックオプション 導入
		2016年	株式給付信託に変更
社外取締役の 積極的な関与	<ul style="list-style-type: none"> 業務に関する社外役員と行員との意見交換会を開催(2017年度:8回) 社外取締役と支店長との意見交換会を開催 社外取締役がお取引先向け会社説明会に参加 	2016年	意見交換会開始
取締役会の 実効性評価	<ul style="list-style-type: none"> アンケートにより取締役会の実効性を評価 課題に対するアクションプランを作成し改善に取り組む 評価結果はコーポレートガバナンス報告書で詳細に開示 	2016年	取締役会の実効性 評価開始

コーポレートガバナンス体制の強化

ステークホルダーのご期待に応え、持続的な企業価値向上を実現するため、今後もコーポレートガバナンス体制を強化してまいります。



※ガバナンスについては資料編P16～18にも掲載しています